

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第2
項第2号の規定による液化石油ガス設備士指定養成施設の指定基準について

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「法」という。）第38条の4第2項第2号の規定による液化石油ガス設備士指定養成施設の指定基準については、下記により行うものとする。

なお、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第38条の4第2項第2号の規定による養成施設の指定基準について（平成9年4月1日付け平成09・03・24立局第4号）は、廃止する。

記

1. 指定の申請に係る液化石油ガス設備士指定養成施設が次のいずれにも適合する場合であって、液化石油ガス設備士指定養成施設としてその目的を十分果たすことができると認められるときは指定を行い、その旨を申請者に通知するとともに、官報に告示すること。
 - (1) 講師は、液化石油ガス設備士講習規程（平成9年通商産業省告示第118号（以下「告示」という。））第1条に定める資格を有する者であること。

ただし、下欄中「経済産業大臣が……と認めた者」については、平成9年4月1日付け平成09・03・24立局第2号に定める条件を有する者であること。
 - (2) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律規則（平成9年通商産業省令第11号）（以下「規則」という。）第90条第1項の規定に基づく修了試験（以下「修了試験」という。）の合否の判定を行う者（以下「判定員」という。）は次に掲げる条件のいずれかに適合する者であって、当該職務を公正かつ適切に執行しうると認められる者であること。
 - i) 法第38条の4第1項の液化石油ガス設備士免状の交付を受けており、かつ、法第38条の2の液化石油ガス設備工事の作業に関する2年以上の経験を有する者
 - ii) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門学校又は旧大学令による大学若しくは旧専門学校令による専門学校において理学または工学に関する学科の課程を修めて卒業した者であって液化石油ガス設備工事の作業に関する3年以上の経験を有する者
 - iii) 学校教育法による高等学校又は旧中学校令による工業学校において工業に関する

学科の課程を修めて卒業した者であって、液化石油ガス設備工事の作業に関する4年以上の経験を有する者

iv) 経済産業大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認めた者

(3) 科目及び講習時間は、規則第92条及び告示第2条に定めるところによること。

なお、講習時間は、職業能力開発促進法第16条第1項に基づき設立された公共職業能力開発施設の場合を除き連続するものであること。また、講習は他の科目の講習とは独立して、所定の講習時間について行うものであり、かつ、両年度にわたって設定していないこと。

(4) 講習を行う場所は、講習に必要な設備を有し、適切な広さを有する施設であること。

(5) 別表に定める工具、器具を実習に必要な数以上備えていること。

2. 指定には、次の事項を条件として付すること。

(1) 液化石油ガス設備士指定養成施設は、高圧ガス保安協会が作成した問題を使用して修了試験を行うこと。

(2) 液化石油ガス設備士指定養成施設は、判定員を任命する場合にあっては、その者に判定員として職務を公正に行うことを誓約した書面を提出させること。

なお、判定員がその職務を行う間は、当該書面を保存すること。

(3) 液化石油ガス設備士指定養成施設は、経済産業大臣が講習の適正な実施に必要な限度で、その職員に当該液化石油ガス設備士指定養成施設に立ち入り、関係者に質問等をさせる場合、当該職員に協力すること。

(4) 次の場合には、指定を取消すことがあること。

i) 液化石油ガス設備士指定養成施設が規則第91条、第92条の3第1項から第4項まで及び2の(1)から(3)までの条件に違反したとき。

ii) その他、液化石油ガス設備士指定養成施設が不適當なものとなったとき。

別 表

器 具 等	数 量 台/人	器 具 等	数 量 台/人
パイプカッター	1 / 1	較正用マノメータ	1 / 5
パイプパイプ	1 / 1	空気ポンプ (二連玉)	1 / 5
テーパリーマー	1 / 1	ワイヤブラシ	1 / 1
パイプネジ切り機	1 / 1	金尺	1 / 1
パイプレンチ	2 / 1	ヤスリ	1 / 1
モンキーレンチ	1 / 1	マーキング用具	1 / 1

フレアリングツール	1 / 5	ウエス	若 干
ろう付け用バーナー	1 / 5	充填剤	若 干
パイプベンダー	1 / 1	石けん水 (漏えい検知液)	若 干
ガスメーター	1 / 5	ゴム管	若 干
容器バルブ	2 / 5	コンロ	1 / 5
調整器 (単段)	1 / 5		
調整器 (自動切換)	1 / 5		
ガス栓	2 / 5		
高圧ホース	2 / 5		
低圧ホース	1 / 5		
自記圧力計	1 / 5		